

復興公営住宅の入居要件等について

1, 対象者

- (1) 避難指示が継続している区域に住んでいた方 ※（居住制限者）
- (2) 避難指示が解除された区域に住んでいた方 ※（旧居住制限者）で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- (3) 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- (4) 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」（平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに住んでいた方（上記（1）（2）に該当する方を除く）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- (5) 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方（県営住宅入居資格者）
※平成23年3月11日時点で田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の一部の区域に住んでいた方

2, 対象住宅

県内全ての復興公営住宅

3, 申込方法

各地区の県営住宅管理室から申込書を入手し、必要事項を記入の上、必要書類を提出してください。

4, その他

- (1) 申込みは第2希望まで可能です。【別表1のとおり】
- (2) 同月の一般県営住宅と復興公営住宅の併願はできません。
- (3) 応募者多数の場合は抽選を行います。抽選の優先順は、注意事項(2)のとおりです。
- (4) 対象者の判定フローチャートについては、別紙をご覧ください。

5, 注意事項

- (1) 優先住宅については、優先世帯（対象者（1）～（4）の方のほか、ひとり親世帯、子育て世帯、DV被害者、犯罪被害者、高齢者世帯、障がい者世帯等）に限り申込が可能。一般住宅には制限はありません。
- (2) 応募者多数の場合、抽選の優先順は次のとおりとします。
 - ・第1順位は対象者（1）避難指示が継続している区域に住んでいた方
 - ・第2順位は対象者（2）避難指示が解除された区域に住んでいた方で現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 - ・第3順位は対象者（3）地震・津波被災者及び（4）子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」
 - ・第4順位は対象者（5）県営住宅入居資格者

※一般住宅の抽選では、対象者（3）～（5）の方は同列とします。

- (3) 抽選順は【別表2】のとおりとします。
- (4) 入居後の復興公営住宅間の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合等一定の理由がある場合が可能ですので、各地区県営住宅管理室にご相談ください。
- (5) ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時の修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。
- (6) 同一住戸に複数の方から応募があった場合、
- ・優先順の高い方、同順位の場合は第1希望の方が抽選することなく優先されます。
 - ・申込順に関係なく、後から優先順位の高い方が応募した場合でも、優先順位の高い方が優先されます。
 - ・住戸の応募状況はお問い合わせがあればお答えできますし、HPでも応募状況を掲載予定です。
 - ・抽選があるのは、同順位、同じ希望順位の方から複数応募があった住戸になります。

【別表1】申込住戸について

	第1希望	第2希望	
優先世帯	優先枠	優先枠	優先世帯は 組み合わせ を選択可能
	優先枠	一般枠	
	一般枠	優先枠	
	一般枠	一般枠	
一般世帯	一般枠	一般枠	

【別表2】抽選順について

		優先枠住戸	一般枠住戸
第1希望	居住	1	3
	旧居住	5	7
	地震津波・支援	9	13
	避難者等以外の世帯	11	
第2希望	居住	2	4
	旧居住	6	8
	地震津波・支援	10	14
	避難者等以外の世帯	12	